

秋田市告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月8日

秋田市長 穂積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小林 一成	株式会社ウェルケア 秋田	秋田市外旭川字神田 112番地	令和6年10月1日

2 廃止

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
倉田 丈	株式会社ウェルケア 秋田	秋田市外旭川字神田 112番地	令和6年8月31日
石井 美和子	株式会社ウェルケア 秋田	秋田市外旭川字神田 112番地	令和6年8月31日
稲垣 渉	フレアス在宅マッサージ秋田北施術所	秋田市土崎港中央二丁目1番17号	令和5年11月30日